



平成20年4月1日施行

ぬまづしだんじょきょうどうさんかくすいしんじょうれい
沼津市男女共同参画推進条例
 《概要版》

市では、社会のあらゆる分野において、男女が対等に参画し、共に責任を分かち合い支え合う、活力ある住みよい地域社会を目指し、男女共同参画推進条例を制定しました。

今回のハーモニーは、条例の内容を分かりやすく市民の皆さんにお伝えするため、概要版としてお届けいたします。

この条例は、市、市民、事業者及び市民団体が、協働して積極的に男女共同参画に取り組む基本的な方向を示しています。この条例のもと、男女共同参画社会の実現に向け、市全体が一体となって取り組みましょう。



基本理念 《第3条》

男女共同参画を推進する上で基本となる考え方です。

1

男女の人権の尊重

2

社会のあらゆる分野
 における活動の
 自由な選択

3

政策等の立案及び
 決定への共同参画

4

家庭生活における活動と
 家庭生活以外における活動の
 両立

5

男女の互いの性の
 尊重と生涯にわたる
 身体的、精神的及び
 社会的に良好な生活

6

国際的協調



市、市民、事業者及び市民団体の責務 《第4条～第7条》

男女共同参画社会を実現するには、それぞれが役割を果たし、協働して取り組むことが大切です。

率先して
取り組みます



《第4条》 市

- 1 男女共同参画推進施策を策定し、実施します。
- 2 男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市民、事業者及び市民団体と協働して行います。
- 3 市民、事業者及び市民団体が男女共同参画推進のために行う活動を支援します。
- 4 男女共同参画推進のため、財政上の措置及び必要な体制を整備します。

家事は協力して
やるといいよね

《第5条》

市民のみなさん



- 1 男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、男女共同参画の推進に自ら努めましょう。
- 2 男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市、事業者及び市民団体と協働して行うよう努めましょう。

協働

《第6条》

事業者のみなさん

- 1 男女が対等に参画できる機会の確保及び職場環境の整備や、就労者の職業生活と家庭生活との両立を支援するよう努めましょう。
- 2 男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市、市民及び市民団体と協働して行うよう努めましょう。

育休お願
いします！



子育て
ガンバレよ！

《第7条》

市民団体のみなさん

運営または活動に男女が共に参画する機会を確保するとともに、男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市、市民及び事業者と協働して行うよう努めましょう。

地域活動は
みんなが主役！



教育に携わる者の責務 《第8条》

社会のあらゆる分野において行われる教育に携わる人は、その教育の過程において、第3条の基本理念に配慮するよう努めましょう。

うまいなー



私、
サッカー大好き！

ボクは幼稚園の
先生になりたい！



将来は宇宙飛行士
になりたいの

「男の子だから、女の子だから」ではなく、その子の個性と能力を大切に・・・

権利侵害等の禁止《第9条》

家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において禁止するものです。

性別による差別的取扱い

セクシュアル・ハラスメント

男女間における暴力的行為



公衆に表示する情報の表現への配慮《第10条》

ポスターやチラシなどを作成するときは、性別による差別的取扱いや、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為を助長し、連想させるような表現は避け、伝えたい内容に合った表現をするよう心がけましょう。



市の取り組み《第11条～第15条》

市が実施する基本的な施策について定めています。

情報提供及び広報活動 《第12条》

男女共同参画について、市民、事業者及び市民団体の理解を深めるため、情報提供や広報活動を行います。

年次報告 《第14条》

施策の実施状況等を取りまとめ、毎年公表します。

反映

反映

基本計画 《第11条》

施策を総合的・計画的に推進するため、基本計画を策定します。

反映

反映

調査研究 《第13条》

施策の策定・実施のために必要な調査研究を行います。

苦情及び相談への対応 《第15条》

以下の苦情及び相談について適切な対応をします。

- 男女共同参画推進施策
- 男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策
- 性別による差別的取扱い等

男女共同参画推進委員会の設置《第16条～第21条》

公募による市民、学識経験者、事業者の代表者、市民団体の代表者で組織され、基本計画の策定や変更について意見を述べたり、その他必要な事項について調査審議します。

また、必要がある場合は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができます。



沼津市男女共同参画推進条例の構成

基本理念（第3条）

- 1 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- 2 男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できること。
- 3 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- 4 男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校又は地域における活動その他の家庭生活以外における活動とを両立できること。
- 5 男女が、互いの性について理解を深め、妊娠、出産等に関し、互いの意思や権利を尊重するとともに、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態で生活できること。
- 6 男女共同参画社会の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向を踏まえて行われること。

市の責務
（第4条）

市民の責務
（第5条）

事業者の責務
（第6条）

市民団体の責務
（第7条）

教育に携わる者の責務（第8条）

性別による権利侵害等の禁止（第9条）

公衆に表示する情報の表現への配慮（第10条）

施策の基本的な事項（第11条～15条）

- 基本計画の策定（第11条）
- 調査研究（第13条）
- 苦情及び相談への対応（第15条）
- 情報提供及び広報活動（第12条）
- 年次報告（第14条）

男女共同参画推進施策に関する苦情や、性別による差別的な取扱い等に関する相談がありましたらお申し出ください。

窓口：男女共生推進室

男女共同参画推進委員会（第16条～21条）

男女共同参画社会の実現



条例について詳しいことは、市のホームページ（<http://www.city.numazu.shizuoka.jp>）をご覧ください。

沼津市男女共生情報紙第16号 **ハーモニー**（平成20年5月発行）

編集委員：小野寺美佐子・坂田圭代・嶋野満子・竹松美津子・成田るり子・根上茂美・松本徳子

発行：沼津市企画部政策企画課男女共生推進室

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 TEL 055(934)4705 FAX 055(934)5011

E-mail kikaku@city.numazu.shizuoka.jp